

(別紙)

諮問庁 世田谷区長 保坂 展人  
諮問日 令和4年3月1日  
諮問番号 諮問第123号

## 答 申 書

答申日 令和5年7月19日

審査庁

世田谷区長 保坂 展人 殿

世田谷区行政不服審査会

上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

### 第1 結論

諮問第123号案件「措置停止決定処分（令和〇〇年〇〇月〇〇日付2世児相特第1426号）」、「一時保護決定処分（令和〇〇年〇〇月〇〇日付2世児相特第1427号）」、「措置解除決定処分（令和〇〇年〇〇月〇〇日付2世児相特第1629号）」及び「指導措置解除決定処分（令和〇〇年〇〇月〇〇日付2世児相特第1630号）」に係る審査請求は、審査請求の利益が消滅しているため不適法なものとして却下されるべきである。

### 第2 事案の概要等

#### 1 事案の概要

本件は、世田谷区長（処分庁）が、児童福祉法（以下「法」という。）第27条第5項に基づき審査請求人の子（以下「請求人の子」という。）に対し行った措置停止決定処分（令和〇〇年〇〇月〇〇日付2世児相特第1426号。以下「本件措置停止決定処分」という。）、法第33条第1項に基づき請求人の子に対し行った一時保護決定処分（令和〇〇年〇〇月〇〇日付2世児相特第1427号。以下「本件一時保護決定処分」という。）、法第27条第5項に基づき請求人の子に対し行った措置解除決定

処分（令和〇〇年〇〇月〇〇日付 2 世児相特第 1 6 2 9 号。以下「本件措置解除決定処分」という。）及び同項に基づき請求人の子に対し行った指導措置解除決定処分（令和〇〇年〇〇月〇〇日付 2 世児相特第 1 6 3 0 号。以下「本件指導措置解除決定処分」という。）に対し、審査請求人（以下「請求人」という。）が、本件各処分は違法である等と主張して、本件各処分の取消しを求める事案である。

### 第 3 事実関係

#### 1 関係法令等の定め（本件各処分に係る根拠法令等）

- (1) 法第 2 7 条第 1 項柱書は「都道府県は、前条第 1 項第 1 号の規定による報告又は少年法第 1 8 条第 2 項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。」と規定している。その措置の内容として、同項第 2 号は「児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事、児童委員若しくは当該都道府県の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県が行う障害者等相談支援事業に係る職員に指導させ、又は市町村、当該都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、当該都道府県以外の障害者等相談支援事業を行う者若しくは前条第 1 項第 2 号に規定する内閣府令で定める者に委託して指導させること。」と規定しており、同項第 3 号は「児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること。」と規定している。
- (2) 上記(1)に規定する措置を解除する場合の方法として、法第 2 7 条第 5 項は、「都道府県知事は、第 1 項第 2 号若しくは第 3 号若しくは第 2 項の措置を解除し、停止し、又は他の措置に変更する場合には、児童相談所長の意見を聴かなければならない。」と規定している。
- (3) また、法第 3 3 条第 1 項は「児童相談所長は、必要があると認めるときは、第 2 6 条第 1 項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。」と定めている。
- (4) なお、処分庁である世田谷区は法第 5 9 条の 4 第 1 項に規定する児童相談所設置市であることから、同条の規定により、法の規定中都道府県

に関する規定は、児童相談所設置市に関する規定として、世田谷区に適用があるものとされている。

## 2 処分内容及び理由

### (1) 本件措置停止決定処分について

本件一時保護決定処分に際して、児童養護施設の措置停止決定処分を行った。

その理由付記は、以下のとおりである。

「これまでの施設での生活の振り返りを行い、今後の生活の場の再考、自立に向けて何が必要か考える時間が必要なため。」

### (2) 本件一時保護決定処分について

請求人の子は令和〇〇年〇〇月〇〇日より児童養護施設入所措置となっていたが、〇〇、今後の支援方針を再検討する必要があるため、一時保護決定処分を行った。

その理由付記は、以下のとおりである。

「施設不調のため緊急で一時保護を行い、今後の本児の支援方針を再度検討する必要があるため。」

### (3) 本件措置解除決定処分について

担当児童福祉司と担当児童心理司は請求人の子と〇〇。児童養護施設への入所措置が今後の生活の場を決めるための調整を困難にすると判断し、措置解除決定処分を行った。

その理由付記は、以下のとおりである。

「本児について、今後自立援助ホーム入所の調整を行うため。」

### (4) 本件指導措置解除決定処分について

上記児童養護施設の措置解除決定処分に合わせて、児童福祉司指導の指導措置解除決定処分を行った。

その理由付記は、以下のとおりである。

「児童養護施設措置解除のため児童福祉司指導も解除とする。」

## 3 審理員による審理手続及び調査審議の経過

日付	経過
令和3年4月6日	請求人は、本件措置停止決定処分、本件一時保護決定処分、本件措置解除決定処分及び本件指導措置解除決定処分に対し、行政不服審査法第2条に基づき審査請求を行った。
令和3年4月13日	請求人は、審査庁へ審査請求追加申立書(令和

	3年4月12日付)を提出し、審査庁は、令和3年4月13日これを受理した。
令和3年4月28日	請求人は、審査庁へ補正書(令和3年4月26日付)を提出し、審査庁は、令和3年4月28日これを受理した。
令和3年5月10日	審理員は、処分庁へ審査請求書の送付及び弁明書の提出について(令和3年5月10日付)を送付した。
令和3年6月15日	処分庁は、審理員へ弁明書(令和3年6月14日付)を提出し、審理員は、令和3年6月15日これを受理した。
令和3年6月17日	審理員は、請求人へ弁明書の送付及び反論書の提出等について(令和3年6月17日付)を送付した。
令和3年7月1日	請求人は、審理員へ反論書(令和3年6月29日付)を提出し、審理員は、令和3年7月1日これを受理した。
令和3年7月2日	審理員は、処分庁へ反論書の送付等について(令和3年7月2日付)を送付した。また、審理員は、請求人へ提出された反論書の記載内容について(令和3年7月2日付)を送付した。
令和3年7月7日	請求人は、審理員へ質問申立書(令和3年7月6日付)を提出し、審理員は、令和3年7月7日これを受理した。また、請求人は、審理員へ物件提出要求申立書(令和3年7月6日付)を提出し、審理員は、令和3年7月7日これを受理した。
令和3年7月9日	審理員は、請求人へ質問の申立てについて(通知)(令和3年7月9日付)を送付した。また、審理員は、請求人へ物件提出要求の申立てについて(通知)(令和3年7月9日付)を送付した。
令和3年8月10日	処分庁は、審理員へ再弁明書(令和3年8月6日付)を提出し、審理員は、令和3年8月10

	日これを受理した。
令和3年8月12日	審理員は、請求人へ再弁明書の送付等について(令和3年8月12日付)を送付した。
令和3年9月9日	請求人は、審理員へ再弁明書における反論書(令和3年9月9日付)を提出した。
令和3年11月16日	審理員は、請求人及び処分庁へ審理手続の終結等について(通知)(令和3年11月16日付)を送付した。
令和4年2月7日	審理員は、審査庁へ審理員意見書を提出した。
令和4年3月1日	審査庁は、行政不服審査会へ諮問した。

#### 第4 審理員意見書の要旨

##### 1 審理段階における審理関係人の主張

- (1) 本件措置停止決定処分について、児童養護施設入所後も入所以前と請求者の子の生活状況は変わっておらず、本件措置停止決定処分の理由「これまでの施設での生活の振り返りを行い、今後の生活の場の再考、自立に向けて何が必要か考える時間が必要なため。」に対し世田谷区児童相談所(以下「実施機関」という。)が指導職務を実施したとは思えず、職務不履行状況である。
- (2) 請求人の子は、実施機関との面談中に〇〇になり、本件一時保護決定処分となったと実施機関から説明を受けている。本件一時保護決定処分の原因は、児童養護施設の不調ではなく、実施機関の面談時の対応不備である。
- (3) 本件措置停止決定処分、本件一時保護決定処分、本件措置解除決定処分及び本件指導措置解除決定処分のいずれについても処分庁からの事前の相談、連絡はなく一方的な報告のみであり、職務怠慢、職権乱用(ママ)用である。

##### 2 審理段階における論点整理

- (1) 請求人は、本件措置停止決定処分及び本件一時保護決定処分について、行政不服審査法第2条に規定する「審査請求をすることができる」者に該当するか。
- (2) 本件措置解除決定処分は不当又は違法なものであるか。
- (3) 本件指導措置解除決定処分は不当又は違法なものであるか。

(4) 本件措置解除決定処分は、法第33条の4第4号及び法施行令第32条第1項で定める手続的な要件を満たしているか。

(5) 本件指導措置解除決定処分は、法第33条の4第1号及び法施行令第32条第1項で定める手続的な要件を満たしているか。

### 3 審理員意見の理由

(1) 上記2(1)について、本件措置停止処分及び本件一時保護決定処分を取り消すことによる法的な利益は認められないことから、これらの処分に係る審査請求は不適法であり、行政不服審査法第45条第1項の規定により却下されるべきである。

(2) 上記2(2)～(5)について、本件措置解除決定処分についての請求は、処分庁の処分に手続的な違法は認められるものの、処分を取り消すことにより公の利益に著しい障害を生ずると認められるため、同条第3項の規定により棄却されるべきであるが、一方で本件指導措置解除決定処分についての請求は、手続的な違法があり、処分を取り消すことにより公の利益に著しい障害を生ずるとは認められないことから、同法第46条第1項の規定により認容されるべきである。

## 第5 調査審議における審査関係人の主張の要旨

### 1 請求人の主張の要旨

請求人が、審査請求書及び陳述書により主張している審査請求の主な理由は、次のとおりに要約される。

(1) 本件措置停止決定処分について、児童養護施設入所後も入所以前と請求者の子の生活状況は変わっておらず、本件措置停止決定処分の理由「これまでの施設での生活の振り返りを行い、今後の生活の場の再考、自立に向けて何が必要か考える時間が必要なため。」に対し実施機関が指導職務を実施したとは思えず、職務不履行状況であり、本件措置停止決定処分は妥当ではない。

(2) 請求人の子は、実施機関との面談中に〇〇になり、本件一時保護決定処分となったと実施機関及び児童養護施設から説明を受けており、本件一時保護決定処分の原因は、児童養護施設の不調ではなく、実施機関の面談時の対応不備であり、本件一時保護決定処分は妥当ではない。

(3) 本件措置停止決定処分及び一時保護決定処分における決定については時期尚早であり、再度内容について精査、説明が必要である。

(4) 本件措置停止決定処分、一時保護決定処分、措置解除決定処分及び本指導措置解除決定処分のいずれについても実施機関からの事前の相談、

連絡はなく一方的な報告のみであり、職務怠慢、職権乱(ママ)用である。

## 2 処分庁の主張の要旨

- (1) 上記1(1)について、本件措置停止決定処分は、措置解除決定処分により効力が消滅しており、独立して審査する利益はない。
- (2) 上記1(2)について、請求人が一時保護に至る経緯を実施機関に確認したことについては概ね認める。児童養護施設に確認したことは不知。本件一時保護決定処分の原因は、処分庁の対応不備であるとの主張については争う。
- (3) 処分庁は、請求人の上記1(2)～(4)の主張に対して、以下のとおり主張する。

法27条第1項柱書は「都道府県は、前条第1項第1号の規定による報告又は少年法第18条第2項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。」と定め、同項第2号は「児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事、児童委員若しくは当該都道府県の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県が行う障害者等相談支援事業に係る職員に指導させ、又は市町村、当該都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、当該都道府県以外の障害者等相談支援事業を行う者若しくは前条第1項第2号に規定する内閣府令で定める者に委託して指導させること。」と定め、また同項第3号は「児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること。」と定めている。

また、法第33条第1項は「必要があると認めるときは、第26条第1項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。」と定めている。

処分庁は、請求人の子につき、家庭における養護が困難であると判断し、請求人の同意を得て、令和〇〇年〇〇月〇〇日付で法27条第1項3号の規定に基づく措置の開始を決定するとともに、〇〇月〇〇日付で同項2号の規定に基づく児童福祉司による保護者指導措置を採ることを決定し、各処分につき請求人に通知した。

ところが、請求人の子が、入所していた児童養護施設において〇〇、  
加えて請求人の子が当該児童養護施設での生活を拒否していることから、  
処分庁は、今後の生活の場が決まるまでの間、法33条第1項の規定に  
よる一時保護を行うことが適切であると判断し、令和〇〇年〇〇月〇〇  
日付けで本件措置停止決定処分及び本件一時保護決定処分を行うことを  
請求人へ通知した。

また、実施機関は、請求人の子がその後もなお当該児童養護施設での  
生活を拒否して一人暮らしを強く望んでいることから、当該児童養護施  
設への入所措置が今後の生活の場を決めるための調整を困難にすると判  
断したため、処分庁は、令和〇〇年〇〇月〇〇日付で本件措置解除決定  
処分を行うことを請求人に通知するとともに、同日付で入所措置を前提  
とする児童福祉司による保護者指導を解除するため本件指導措置解除決  
定処分を行うことを請求人に通知した。

これら一連の処分は相互に関連しているところ、本件一時保護決定処  
分の適法性が本件措置解除決定処分及び本件指導措置解除決定処分の適  
法性を根拠付けるものと思料する。

一時保護の必要性に関し、一時保護ガイドライン（令和2年3月31  
日号0331第4号厚生労働省子ども家庭局長通知）は、緊急保護と  
アセスメントに分け、後者については「一時保護の目的と性格」  
「2 一時保護の在り方」「（2）一時保護の機能」「イ アセスメン  
トのための一時保護の在り方」において、アセスメントの一時保護は、  
適切かつ具体的な援助指針（援助方針）を定めるために、一時保護によ  
る十分な行動観察等の実施を含む総合的なアセスメントを行う必要があ  
る場合に行うと述べられている。

これを本件一時保護決定処分についてみると、処分庁は、児童養護施  
設入所措置中の請求人の子が当該児童養護施設での〇〇、〇〇ことで当  
該児童養護施設への受入れが困難となったため、請求人の子の生活を振  
り返るとともに、改善を促すまでの間、請求人の子の安全を確保し、適  
切な保護を図り、また、請求人の子の状況を把握するために必要があると  
判断し、本件一時保護決定処分を行ったものであり、当該処分に違法  
性はない。

以上のことから、本件一時保護決定処分は、法に基づき適正に行われ  
ており、したがって、本件措置解除決定処分及び本件指導措置解除決定  
処分にも違法又は不当な点はないことから、本件審査請求のうち、本件  
一時保護決定処分、本件措置解除決定処分及び本件指導措置解除決定処  
分に係る部分は棄却されるべきである。



なお、請求人は、令和3年4月26日付の「補正書」において、「一時保護決定（令和〇〇年〇〇月〇〇日付2世児相特第1427号）の取消し又は変更を求めるとしている。しかし、処分庁が本件一時保護決定処分を行うにあたり、〇〇年〇〇月〇〇日に、また当該処分の延長については、〇〇年〇〇月〇〇日及び〇〇年〇〇月〇〇日に、請求人が当該処分及びその延長に同意していることを実施機関は電話で確認している。そのため、請求人の子について、家庭引取りをする意思のない請求人が、本心から本件一時保護決定処分の取消しを求めているとは思われない。

## 第6 答申の理由

### 1 認定した事実

請求人の子は、令和〇〇年〇〇月〇〇日で満18歳に達し、児童福祉法第4条に規定する「児童」ではなくなった。

### 2 論点に対する判断

#### (1) 本件各処分に係る審査請求の適法性について

行政不服審査法第2条は、「行政庁の処分に不服がある者は、・・・審査請求をすることができる。」と規定している。ここにいう「行政庁の処分に不服がある者」とは、当該処分について審査請求をする「法律上の利益がある者」をいうとされている（最高裁昭和53年3月14日第三小法廷判決民集32巻2号211頁）。すなわち、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者で（審査請求人適格・審査請求の主観的利益）、かつ当該処分が取り消されたときに、現実に法律上の利益を回復することができる場合をいう（審査請求の客観的利益）。そのため、審査請求の対象となった処分が現に存在しないとき、又は処分が取り消されても現実にその利益の回復が得られないなどの状態にあるときは、当該審査請求はその要件を欠き、不適法であると解される。

また、このような処分の取消しによって回復すべき権利又は法律上保護された利益（以下「審査請求の利益」という。）は、審査請求時のみならず裁決時においてもなお存在している必要があると解される。したがって、裁決時において、処分後に行われた行政庁の他の措置等により、処分そのものの効果が消滅したり、あるいは当該処分によって課された不利益の回復が事実上図られていたりするような場合には、審査請求の利益はもはや存在せず、当該審査請求はその要件を欠き、不適法となる

と解される。

これを本件についてみると、上記1のとおり、請求人の子は成人しており、審査請求の利益はもはやなく、本件各処分に係る審査請求は、行政不服審査法第2条に規定されている審査請求の要件を欠き、不適法なものと言わざるを得ない。したがって、同法第45条第1項の規定により却下すべきである。

## 第8 まとめ

以上の点から、「第1 結論」のように判断する。

## 第9 審査会の経過

日 付	審 議 経 過
令和4年3月1日	( 諮問第123号 ) ・審査庁(世田谷区長)から諮問を受けた。
令和4年3月22日	( 令和3年度第9回審査会 ) ・事務局から経過概要の説明を受けた。 ・諮問事項を審査した。
令和4年5月23日	( 令和4年度第2回審査会 ) ・処分庁から説明を受けた。 ・引き続き諮問事項を審査した。
令和4年7月4日	( 令和4年度第3回審査会 ) ・引き続き諮問事項を審査した。
令和4年8月2日	( 令和4年度第4回審査会 ) ・引き続き諮問事項を審査した。
令和4年9月15日	( 令和4年度第5回審査会 ) ・引き続き諮問事項を審査した。
令和4年12月6日	( 令和4年度第8回審査会 ) ・引き続き諮問事項を審査した。
令和5年2月28日	( 令和4年度第10回審査会 ) ・引き続き諮問事項を審査した。
令和5年4月25日	( 令和5年度第1回審査会 ) ・引き続き諮問事項を審査した。
令和5年7月19日	( 答申第123号 ) ・審査庁(世田谷区長)に答申した。

### 世田谷区行政不服審査会

会長 牛嶋 仁  
 副会長 大林 啓吾  
 委員 石田 若菜  
 委員 白石 裕美子  
 委員 松村 武志